

京都大学エネルギー理工学研究所設備の利用に関する要項
(平成22年3月25日 エネルギー理工学研究所長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、エネルギー理工学研究所（以下「研究所」という。）が供する設備の利用に関して、必要な事項について定めるものとする。

(設備)

第2条 この要項の対象となる設備は、別表に掲げる設備（以下「設備」という。）とする。

(利用不可日)

第3条 設備を利用できない日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

2 前項の規定にかかわらず、エネルギー理工学研究所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めるときは、臨時で利用不可とすることができる。

(利用時間及び利用単位)

第4条 設備を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 設備の利用単位は、別表に定めるとおりとする。

(利用者の資格)

第5条 設備を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに所属する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人
- (3) 研究・教育を目的とする法人又は団体
- (4) 民間企業

(利用申込)

第6条 設備を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、設備を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の1年前から7日前までに、京都大学エネルギー理工学研究所設備利用申込書（様式1）（以下「設備利用申込書」という。）を所長に提出し、許可を受けなければならない。

(利用許可)

第7条 所長は、前条の設備利用申込書を受理後、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 設備の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、速やかに所長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(利用料)

第8条 利用者は、本学の指定する方法により、利用料を納付しなければならない。

2 利用料は、別表に定める額とする。

3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、研究所の都合により設備の利用を取り消し、又は中止した場合は、利用料の全部又は一部を返還することがある。

(設備の利用)

第9条 設備の利用は、第7条第1項により利用を許可された利用目的の範囲内に限るものとする。

2 利用者は、研究所に対し、設備の利用について、助言を含む技術的な支援を求めることができる。

(利用の停止)

第10条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者による設備の利用の停止措置を執ることができる。

- (1) 利用者がこの要項に規定する事項を遵守しなかった場合
 - (2) 利用者の提出した書類に虚偽の記載がある場合
 - (3) 研究所の運営に支障をきたすと判断される場合
 - (4) 利用者が、利用を許可された設備の一部又は全部を他の者に転貸した場合
- 2 前項第1号から第4号までの事由により設備の利用の許可を取り消し、又は設備の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(材料の持込み)

第11条 利用者は、設備の利用に際して、あらかじめ研究所の承諾を得ることにより、使用する材料等を持ち込むことができる。

- 2 利用者は、材料等を持ち込む場合には、研究所の指示に従うほか、その保管及び管理については最善の注意を払わなければならない。
- 3 利用者は、設備の利用終了後は、第1項により持ち込んだ材料等を、自己の責任及び費用負担をもって速やかに回収しなければならない。

(利用成果の公開等)

第12条 利用者は、設備の利用終了後、その成果を研究所の指定する様式により、速やかに所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の報告があったときは原則その内容を公開するものとする。ただし、利用申込の際に設備の利用による成果の占有を希望し、それを許可された場合には、非公開とすることができる。
- 3 前項本文の定めにかかわらず、利用者が特許取得等の理由により公開時期の延期を希望し、所長が認める場合には、その公開時期を最大2年間延期することができる。

(発明等の帰属)

第13条 利用者は、設備の利用の結果を用いたことによって京都大学発明規程（平成16年達示第96号）第2条第1号に定める発明等が生じた場合は、研究所に届け出るものとする。

- 2 所長は、発明等が生じた場合の当該発明等の知的財産権の取扱いについては、利用者と別途協議し、書面にて定めるものとする。
- 3 前項の規定は、設備の利用の過程において作成された研究成果有体物の取扱いについて準用する。

(成果の利用等)

第14条 利用者は、設備の利用により得られた成果等が、製品化等につながった場合には、研究所に報告するものとする。

(設備の原状回復)

第15条 利用者は、設備の利用を終えたとき（第10条の規定により利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状回復し、研究所の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、その責に帰すべき事由により研究所の機器、施設等に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第17条 研究所及び利用者は、次のいずれかに該当する場合を除き、設備の利用により知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報であるもの
- (3) 相手から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手から知り得た情報によらず、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(5) 相手から当該情報を入手後、自己の責めによらず公知となったもの

(6) 裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命ぜられたもの

(規定の遵守等)

第18条 利用者は、設備の利用に当たっては、この要項及び研究所の定める諸規定を遵守するとともに研究所の指示に従わなければならない。

2 利用者は、設備の異常に気づいたときは速やかに研究所に届け出て、その指示に従わなければならない。

(疑義等の解決)

第19条 この要項に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合には、その都度研究所及び利用者は協議の上、解決に努めることとする。

(要項の変更)

第20条 所長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの要項を変更できるものとする。

(1) 要項の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 要項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による要項の変更にあたり、要項の変更をする旨及び変更後の要項の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにエネルギー理工学研究所ホームページへの掲示により、利用者へ周知するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、設備の共同利用に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年5月11日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年6月7日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年12月2日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年5月16日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、令和元年9月19日から実施する。

2 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後の設備利用について適用し、同日前の設備利用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この要項の施行の日前に設備利用の許可を受けた令和元年10月1日以後の設備利用については、なお従前の例によることができる。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年9月16日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附 則
この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別表

設備利用料

施設名称	設備名称	利用料		学内利用料
			成果非公開	
マルチスケール 材料評価基盤設 備	電界放出型透過電子顕微鏡(FE-TEM(JEM-2200FS))	6,000円/時間	12,000円/時間	4,500円/時間
	極低加速電圧電界放出型走査電子顕微鏡(FE-SEM(ULTRA55))	4,000円/時間	6,000円/時間	3,000円/時間
	集束イオンビーム加工観察装置(FIB(FB2200))	4,000円/時間	13,000円/時間	3,000円/時間
	電界放出形電子プローブアナライザー(FE-EPMA(JXA-8500FK))	5,000円/時間	15,000円/時間	4,000円/時間
	高温強力X線回折装置(XRD(RINT-TTR III))	4,500円/時間	8,500円/時間	3,000円/時間
	マーカス型高周波グロー放電発光表面分析装置(GDS(GD-Profiler2))	2,500円/時間	20,000円/時間	1,500円/時間
	透過電子顕微鏡試料仕上げ加工装置(ナノミル(Model1040))	2,500円/時間	17,000円/時間	2,000円/時間
	核磁気共鳴装置(NMR 600MHz(極低温高感度プローブ))	27,000円/日	48,000円/日	14,000円/日
	自由電子レーザー(FEL(KU-FEL))	27,000円/時間	29,000円/時間	11,000円/時間

- 1 上記表中の利用料は、1日(第4条第1項の時間をいう。以下同じ。)又は1時間の設備の利用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに当該設備の利用日数又は利用時間を乗じた金額を設備利用料とする。
- 2 研究成果を非公開とする場合には、上記表中の利用料(成果非公開)を適用するものとし、1日又は1時間の設備の利用に係る金額(消費税相当額を含む。)に、当該設備の利用日数又は利用時間を乗じた金額を設備利用料とする。
- 3 複数の設備を利用する場合については、上記の1及び2により算出した各設備の利用料を合算した金額を設備利用料とする。

様式 1

京都大学エネルギー理工学研究所設備利用申込書

年 月 日

京都大学エネルギー理工学研究所長 殿

京都大学エネルギー理工学研究所が供する設備の利用について、下記のとおり申請します。
 なお、利用に際しては、京都大学エネルギー理工学研究所設備の利用に関する要項を遵守します。

記

利用申請者	氏名		職名	
所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
電話番号				
メールアドレス				
緊急連絡先	勤務先・自宅等			
利用設備名				
利用期間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
利用目的				
利用料請求先 *利用申請者と異なる場合のみ記載	機関(部署)名・ 住所・氏名・職名			
	電話番号		メールアドレス	
研究成果非公開	<input type="checkbox"/> ※研究成果を非公開とする場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> を記載			
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 <input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 産学連携等研究費 <input type="checkbox"/> 科研費等 <input type="checkbox"/> 受託研究等 <input type="checkbox"/> 機関経理補助金 <input type="checkbox"/> 間接経費 <input type="checkbox"/> その他【 】			
	部署名(コード):			
	予算科目名(コード):			
	プロジェクト名(コード):			
利用申請者 以外の利用者 *別紙による提出可	所属	職名	氏名	連絡先

【提出先】

エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター事務

e-mail: muster-office@iae.kyoto-u.ac.jp